

14. 府営住宅の優先入居、住宅改修費助成等の制度

制 度	内 容	問い合わせ先
府営住宅への優先入居	<p>府営住宅の入居基準を満たす次の者は、特に住宅に困窮する者として、優先入居（戸数枠あり）の申請をできる制度があります。</p> <p><対象> 1級～4級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1級～3級の精神障害者及び戦傷病者手帳（恩給法にいう第1款症以上）を有する者が属する世帯</p>	<p>市・区福祉事務所 保健所福祉室 町村役場 （64頁参照）</p> <p>府障害者支援課 075-414-4603</p>
身体障害者・高齢者向け 府営住宅改善事業	<p>身体の障害により日常生活が特に困難で、住宅設備等の改善が必要な府営住宅入居者世帯を対象に手すりの取付け、回転灯の設置、段差の解消、その他住宅設備の改善を行っています。毎年6月ごろに希望をきいています。</p> <p>また、特定目的による入居募集の入居者については、入居時に合わせて改善を行っています。</p>	<p>京都府住宅供給公社 075-431-4157</p> <p>京都府営住宅管理センター 075-701-0180</p> <p>乙訓・南丹 府営住宅管理センター 075-931-2200</p> <p>山城府営住宅管理センター 0774-62-3507</p> <p>中丹・丹後府営住宅 管理センター 0773-42-1021</p>
住宅改修費給付事業 「日常生活用具 給付事業」	<p><対象工事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの取付け ・ 段差の解消 ・ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・ 引き戸等への扉の取り替え ・ 洋式便所等への便器の取り替え ・ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅の改修 <p><対象者> 下肢、体幹又は運動機能障害（乳幼児期以前の病変によるもの）のある身体障害者手帳1・2・3級の者（児）</p>	<p>市福祉事務所 町村役場 （64頁参照）</p> <p>※市町村によって要件が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。</p>